平成２９年（フ）第８５５号
大阪府東大阪市上石切町１丁目７番25号　石切グランドハイツ　201
破産者　小松　正治
1　破産債権の届出期間　平成30年１月26日まで
2　一般調査期日　平成30年３月１日午前11時
平成29年12月21日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
長崎県対馬市上対馬町西泊162番地、開始決定時の住所宮崎県延岡市島浦町756番地
破産者　長野真一郎
1　破産債権の届出期間　平成30年１月26日まで
2　一般調査期日　平成30年３月２日午後２時
平成29年12月22日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１３５５号
大阪府高槻市東五百住町３丁目７番15号
破産者　横山　　稔
1　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
2　一般調査期日　平成30年３月５日午後２時
平成29年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８３４号
大阪府門真市三ツ島６丁目13番８―201号
破産者　髙野　元伸
1　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
2　一般調査期日　平成30年３月８日午後２時
平成29年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３７３号
大阪市東成区玉津２丁目10番17号
破産者　竹林　　恵
1　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
2　一般調査期日　平成30年３月12日午後２時
平成29年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３３号
宮崎市中村東１丁目１番13号　アムールルッソ502号、前住所鹿児島市草牟田２丁目54番16号
破産者　川林　大城
1　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
2　一般調査期日　平成30年３月16日午前10時
平成29年12月22日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４９４５号
大阪府池田市神田１丁目10―19、開始決定時大阪府豊能郡能勢町平通101番地の725
破産者　濵田　英男
1　破産債権の届出期間　平成30年２月19日まで
2　一般調査期日　平成30年３月19日午後３時
平成29年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０８５号
東京都港区西新橋１丁目17番８号
清算株式会社　日本船舶実業株式会社
代表清算人　久　　金光
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　本協定案の骨子（省略）
第２　権利の変更及び弁済方法
1　協定債権
本協定案の対象となる債権は、清算株式会社に対する特別清算開始命令のあった平成29年10月23日までの原因に基づいて生じた債権（貸付金、保証債務履行請求権等のほか、利息及び遅延損害金（特別清算開始命令の前後を問わない。以下「利息・遅延損害金」という。）を含む。）から、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。）とする。
具体的な協定債権者及び協定債権額等は、別紙「協定債権者一覧表」記載のとおりである。
2　権利変更の一般的基準
⑴　権利の変更（免除の内容）
本協定認可決定が確定したときは、後記⑶の免除の効力発生日に、下記ア及びイの免除を受ける。
ア　協定債権のうち、利息・遅延損害金の全額（その発生が特別清算開始命令の前後いずれであるかを問わない。）。
イ　協定債権のうち、元本（貸付金、保証債務履行請求権等。以下「元本」という。）については、元本の額から後記⑵の弁済額を控除した額。
⑵　弁済
別紙「協定債権者一覧表」記載の金額
⑶　免除の効力発生日
ア　前記⑴アの免除の効力発生日は、本協定認可決定が確定した日とする。
イ　前記⑴イの免除の効力発生日は、前記⑵の弁済が終了した日とする。
⑷　弁済時期
本協定認可決定が確定した日から1ヵ月以内で清算株式会社が別途指定する日とする。
3　個別条項
協定債権の権利変更前の権利の内容は、別紙「協定債権者一覧表」の「協定債権額」欄記載のとおりであり、前記２⑶の免除の効力発生日に同表の「免除額」欄記載のとおり免除を受け、同表の「弁済額」欄記載のとおり弁済を行う。
4　弁済に関するその他の定め
⑴　弁済場所
本協定案に基づく弁済は、協定債権者の指定する預貯金口座に振り込む方法により行う（振込手数料は清算株式会社の負担とする。）。ただし、清算株式会社が別途定める日までに預貯金口座を指定しなかった協定債権者に対する弁済は、清算株式会社の本店所在地（東京都港区西新橋一丁目17番８号）において行う。
⑵　端数処理
本協定案に基づく弁済における弁済額を計算する上で１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２９年（再）第２３号
東京都世田谷区駒沢４丁目２番10号
再生債務者　織部　一弥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年12月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第７号
大阪市淀川区塚本１丁目６番25号
再生債務者　学校法人森友学園
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成29年12月20日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２６年（再）第１号
島根県大田市大森町イ1688番地２
再生債務者　株式会社セラミカ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成29年12月20日　　松江地方裁判所民事部

再生手続廃止

平成２９年（再）第１号
埼玉県越谷市大成町１丁目2179番地３
再生債務者　大森　信吾
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成29年12月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第７６号
埼玉県三郷市三郷１丁目８番地４　ミサトレジデンス101号
再生債務者　勅使河原修
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月25日から平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係